

裁判員経験者意見交換会議事録

1 はじめに

(1) 司会者あいさつ

司会者

それでは、裁判員経験者の方の意見交換会を始めたいと思います。私は、進行役を務めます所長の森でございます。よろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。裁判員制度が始まって、5年になり、和歌山でもこれまで49件の裁判員裁判が行われて、多くの方に御協力をいただきました。裁判員を経験された方には、裁判員終了直後のアンケートなどで御意見を伺っておりますが、今日は改めて裁判員としての経験を振り返りながら、その御意見、御感想をお伺いしたいというのが、この会の趣旨でございます。

今日お伺いした意見などは、今後の裁判員裁判の運営に生かし、裁判員裁判をよりよいものとしていくための参考にさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

まず、裁判官、検察官、弁護士の参加者を御紹介させていただきます。

検察庁からは石川検察官、弁護士会からは後弁護士、裁判所からは浅見裁判官が参加しております。一人ずつ自己紹介していただきたいと思います。

(2) 検察官・弁護士・裁判官の紹介、進行方法の説明

石川検察官

検事の石川と申します。よろしくお願ひいたします。裁判員裁判も、結構回を重ねて来てるんですけど、本当にこういう機会は貴

重だと思っているので、意見よろしくお願ひいたします。

後弁護士

弁護士の後と申します。どうぞよろしくお願ひします。本当に貴重な機会だと思ってますので、私の方からもなかなか答えにくいなという質問を差し上げるかもしれません、是非率直にお答えいただいて、逆に我々の方にも、本当にどんどん厳しい質問をしていただけたらと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

浅見裁判官

裁判官の浅見です。何人かの方とは、裁判員裁判で御一緒させていただきました。本当にその節はいろいろとありがとうございました。裁判員裁判終了時にもアンケートをお願いしていますが、また改めてこういう席で生の御意見をお聞かせいただき、今後の参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

司会者

今、後弁護士からもお話がありましたように、法曹三者の方から質問をすることもありますし、また、皆さんの方から質問をしていただいてもいいので、よろしくお願ひします。

本日の意見交換会の話題事項としては、主に、量刑、すなわち刑の重さを決めるについての評議あるいは審理についてお聞きしたいと思います。

今回、皆様方が経験された事件は、全て犯罪事実自体は、争いがなく、どれだけの刑にするかということが争点になった事件であると思います。その刑の重さを決めるについての評議、あるいは審理について、御意見、御感想をお聞きしたいと思います。

そのほか、精神的負担を軽減する方策などについても、時間のある範囲でお聞きしたいと思っております。

終了時間は午後8時を予定しておりますので、7時40分ごろま

で意見交換を行います。最後20分ほどは報道機関の方々からの質問の時間に充てる予定でございます。また、途中で10分程度休憩をする予定でございます。以上のような進行ですので、よろしくお願ひします。

2 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会者

それでは、早速、意見交換会に入りたいと思います。まず、最初に、裁判員裁判を担当されて全般的な印象とか感想というのを、お一人ずつお伺いできればと思います。刑の重さを決めるという点に関するものでも結構ですし、それ以外のものでも結構です。

裁判員経験者A

刑を決めるのに、こんなにしんどいのかなと、よくテレビで裁判の状況とかやってるんやけども、こんな決め方でいいのかなっていう感想を持ちました。僕はもうちょっと審議したらいいんじゃないかなと、時間掛けてね。ちょっと短か過ぎたかなと思ってます。

この僕の当たった事件は、経緯がものすごく多いんですわ。特に、わいせつ行為とか、女性にとって、一番、何ていうたらいいか、それがあるんで。

裁判員経験者B

周りの方で、経験されたという方がなかったもので、初めて経験させていただいたときに、ちょっとどうしていいのか分からなってっていうところがありました。新聞なんかでもよく見て、ちょっと大変だなというふうには思ってたんですけど。やっぱり、実際刑の重さであったりとか、そういう辺りがふだん日常から経験していない分、漠然としてるところがありました。それでも、皆さんのお意見をいろいろお聞きして、それぞれのお考えとか、視点

といいますか、見方もありますて、安易に決められない重いことだなと思って、実感させていただいたと思います。

司会者

刑を決めるというのは、難しいということですか。

裁判員経験者 B

そうですね。資料として大体これぐらいの刑ですというような内容を見せていただいて、大体これぐらいが、目処と言つたらいいのか、漠然とこれぐらいが大体平均なんかなというような感覚で、どうしても初めての場合は捉えてしまいます。なかなか難しいところがあるかと思います。

裁判員経験者 C

まず、ひと言でいうと、貴重な経験をさせていただいたということです。日常生活では、絶対にこういう経験、人の刑を決めるとかそういうことは思いもよらなかつたので。やってみて人の刑期を決めるというのは大変ですね。やっぱり、その人の人生に関わってくることなんですね。これから裁判に関係ないことに関してでも、自分の周りのこととかそういうことに関しても、応用できるんではないかと思いました。

裁判員経験者 D

裁判員に選ばれて、最初はどうやって断ろうと思って、断る理由がないまま、ここに来たっていう形だったんですけども、経験させてもらって、すごくよかったですっていうのが今思うんですね。そのとき一生懸命考えて答えを出そうとしていた自分がよかったです。みんなの意見もたくさん聞けて、自分自身の人生の中ではすごくいい経験をしました。裁判員裁判っていうのは、被告人も助けなきやいけないし、被害者も助けなきやいけないっていうことを裁判員になっていた期間に私はちゃんと考えていた

のかなっていうことを、ちょつと思います。そのときの何日間は一生懸命自分でやったとは思うんですけど。やっぱりこれから自分の人生に問い合わせるものがたくさんあったなっていうのが、感想ですね。

裁判員経験者 E

参加させてもらって、知らない人たちと評議していくというのは初めてだったです。若い方もいらっしゃれば、私より多分年齢は上の方もいらっしゃって違う視点で言ってくれたり、違う視点で考えることができて、皆さんのお見を聞きながら、自分の中で整理していくたんかなと思っています。裁判員のときは、非常に考えないといけない、すごく考えたと思うんですね。その後、経験をしてすごく自分によかったなというのは、裁判員裁判の新聞の記事を非常に興味を持って読むようになったということです。

裁判員経験者 F

最初、家に通知が来たときは、すごい行くのが嫌で、当日になっても毎日胃薬飲むぐらいストレス感じてて、年齢が年齢なので、人の人生決めてもいいんかなって何日間か悩んだんですけど、実際みんなで話し合って結果が決まって終わってからは、ものすごくいい経験ができたなと思いました。自分たちの年齢の中でこういう経験してる人たちが少ないんで、こういう場を設けていただいてよかったですかなと思います。

司会者

裁判員をなさってる間は、いろいろプレッシャーとかストレスとかおありになりましたか。

裁判員経験者 F

そうですね。終わったときの開放感はすごかったんですけど、行っているときは、毎日余り夜も寝れないぐらいしんどかったで

す。

司会者

それは人の人生を決めてしまうとかそういうようなことでしょ
うか。

裁判員経験者 F

そうですね。いつもテレビで見ている側だったので、自分自身
に起こっているという現実的なものがなかったんで、私のこの年
齢でこの人の人生決めてしまっていいんかなとか、寝る前までず
っと考えていました。

3 量刑に関する審理・評議・判断について

(1) 量刑判断の感想、量刑に関する評議

司会者

今、順番に御意見をお聞きしたんですが、もう少し場合を分け
て、さらに進めていきたいと思います。

裁判官と裁判員で量刑について評議をして、決めていくわけで
すが、そのときには、裁判官から、量刑とはこういうものですと
説明をしたり、あるいは、その資料などもお示しして、評議を行
ったと思うんです。まず、評議についての御意見をお聞きするこ
とにします。

浅見裁判官

評議についてお話します。今からお話をいただくことは、誰がど
ういうことを言ったとか、そういうことではなくて、量刑を考
えるに当たって、こういうところが難しかったとか、こういう点
に着目して自分は考えてみたんだけれどもとか、あるいは裁判官
がこう説明したことが分かりやすかったとか、分かりにくかった
かとか、そういう観点からお話をいただけたらと思いますので、よ
ろしくお願いします。

裁判員経験者 F

最終的に、一番やっぱり難しかったのは、最終的な判断やと思います。みんなが同じことを考えるわけではないんで、ここが難しかったです。

裁判員経験者 A

被告と被害者、両方を思って判断するのがちょっと難しいところでした。

司会者

先ほど、時間のことをおっしゃったんですけど、時間的にはどうでしたか。

裁判員経験者 A

約1日と、次の日は2時間ぐらいしかなかったんで、僕としては、もう1日ぐらいいろいろ話してもよかったですかなとは思っているんです。

裁判員経験者 B

一番難しいのは、皆さんおっしゃるみたいに、自分の判断がいいのかどうかっていう辺りの中で、基準的なところっていうのがやっぱり分からないうちで、この年数でよかったですかなって。

司会者

裁判官から同じような犯罪でどういう刑になってるかという資料をお示ししたりしたと思うんですけど、その資料について何か御感想はございますか。

裁判員経験者 B

資料を示していただいたことで、みんなの意見がある程度まとまってきたのかなと思います。新聞とか、テレビで見ても細かい部分の事件に至るまでの中身とかが分かりづらいというところが

あるので、資料を示していただくことによって判断できるというか、決められる部分っていうのは大きかったように思います。

裁判員経験者 C

僕が担当させてもらった事件は、万引きです。これの常習だったんですけども、過去、前歴が三度ありました。そこに達するまでのその人の人生の歩みを見ていると、だんだん深みにはまっている、駄目になっていると感じました。それで、服役してちゃんと更生してほしいと思いました。ガイドラインを裁判官から提示していただいたのは、ものすごく参考になったと思います。

裁判員経験者 D

被告人は悪いことをしたという前提で、その悪いことをランク付けて、どれだけ悪いのかっていうことをみんなで話し合ったことがあったんですけど、そのときに、裁判というのはそういうところから始まるんだって素直に受け入れたんですね。そう受け入れると、似たような判例の刑は正しいとは思ったんですけども、一般人の私から言うと、その刑に対して、被害者がこれから的人生をどう生きていくんんだろうと思うんですね。同じことが私に起こったときと、もっと若いときに起こったときでは全然違うだろうと思いました。そうすると、判例とは自分の中では食い違ってきたので、その戦いがありました。

裁判員経験者 E

罪を犯してる、罪を犯していないというのは、私の中では線はすぐ引けたと思うんです。ただ、それを量的にどうするかというところでは、自己の中で基準とする物差しがなかったので、検察官が示している懲役何年とか、弁護士が示してきた何年とかという中で、どこに寄り掛かっていくのかということで、当初は皆さんの意見を聞きながら、自己の中でもどうしていくかっていうのは

決めていったように思います。それを決めていくに当たって、自分の言ったこととか、他の裁判員が言ったことをホワイトボードに書いていただいたんですね。それを見ていきながら、他の人の意見も見て、自分の意見も見て、議論していったかなと思います。決めていき方とかも、裁判官が丁寧に説明していただいたので、こうやって裁判を行っていくのかなっていうことがよく分かりました。

後弁護士

今日、お話を伺つてると、まず初めは、自分たちでざっくばらんに意見を言うと、それがあつてから、刑について、意見を言って、その後、量刑資料を裁判所の方から提示されて、それに基づいてまた議論を整理していくと、こういう流れがあるというふうに私は思ったんですが、議論の最初に量刑資料を提示するという方法もあると思うんです。初めに見せてもらってない以上、仮定の話になるのは承知の上でお聞きするんですけども、最初に見せてもらう方がいいのか、皆さんのが経験されたように途中で見せてもらった方がいいのか、その点の感想をお聞かせいただけたらと思います。

裁判員経験者 C

僕が個人的に思うのは、最初に見せてもらったとしても、後で見せてもらったとしても、多分同じ刑を書いていたと思うんです。法廷内では被告人は、結構反省しておられるようには見えました。でも、前歴があつて、更生して、一般社会に出てきて、すぐに次の犯罪を犯してます。そうすると、更生する時間が長い方がいいんじゃないかなって思いました。多分、最初に資料を裁判官から提示されたとしても、結局、同じ年数を僕自身としては出したと思います。

裁判員経験者 F

資料を途中から出されたんですけど、最初に出されていたら、こんなもんでいいやろうみたいな感じに多分なっちゃうような気がします。最初に出さずに、途中で出した方が私はいいかなと思います。

石川検察官

審理をするときに、検察官が求刑何年っていう論告をする前の時点で、この事件ってこのくらいなのかなみたいな量刑感覚があるものなんでしょうか。検察官の論告で求刑何年が相当と思いますっていう話があって、その後、弁護人としてはこれくらいでっていう話があって、それを聞いた上で、それが変わっていくものでしょうか。資料を見せられたときに、それでもさらに何か揺れ動くものでしょうか。自分の中で、何が一番影響を受けるものなのだろうかっていうことを教えていただきたいと思います。

裁判員経験者 A

量刑の資料をもらうまでは、論告求刑を基準にしてしまうところがあります。論告求刑は、ええとこ突くなと、最初の印象では思ったんですよ。それでも量刑の資料を見るまでは迷っていました。

司会者

量刑の資料を見ると、少し変わったということがあるんですか。

裁判員経験者 A

はい、変わってきたっちゅうか、やっぱり出されてからは、その方向で進んで行ったような気がします。

裁判員経験者 B

参加させていただいた事件は、家族殺人でなかなか難しいところがありました。家族の中でどういうことがあったんだろうかと

か、別に住んでいらっしゃる家族が思っていらっしゃることとか、自分だったらどうするんだろうとか、自分の家族だったらどうしてるんだろうとか、もっとこうしてれば、ここまで至らなかつたんじゃないとか考えました。その中で、資料を見せていただき、それぞれの意見で決めてきました。

裁判長から納得できる説明をしていただきました。

浅見裁判官

いろんな話が出ましたけれども、まずは、量刑って難しいなというお話を一杯されたんですけど、これはもう、率直に申し上げて、難しいです。難しいことを皆さんにお願いしたということです。ですから、皆さん量刑を決めるに当たって、どういうふうに考えていったらいいんだろうかということで、いろいろ考えられたという、正にそのとおりなんで、裁判官が考えるときもいろいろ考えて、悩んで結論を出すわけで、そういう難しいことを、裁判員裁判はお願いしているということになりますね。

ただ、その中で、皆様の判断の材料になるように、資料を出して、他の事件とのバランスなんかも考えていただかないといけないし、頭の中でイメージしたもの的具体的な物差しとして、具体的な数値に置き換えていただくということも必要でしょう。そういうことで、資料なんかもお見せしたりして、こちらの方も、皆様方の意見がきちんと反映させるような形で努力させていただいているところなんですけど、皆様方からいろんな意見をお伺いして、これもまた参考にしてやっていきたいなというふうに思っております。

(2) 量刑に関する論告・弁論

後弁護士

弁護人、いろいろ意見言うと思うんです。その中で、弁護人

の言つてることでこういうことが、すごく理解できた、あるいは自分の中で、すとんと落ちたという部分と、逆に、この弁護人、何言ってんねんって思ったことがあると思うんです。せっかくの機会ですので、これはよかったですなっていうのと、これは駄目だったなっていうのを、1個ずつそれぞれ挙げていただけたありがたいですね。

裁判員経験者 A

僕の担当した事件は、罪を認めてましたんで、刑を決めるだけの裁判だったと思うんですよ。弁護人については、刑を軽くしてくれしか頭には今のところ印象はないんですけど。反省しているとか、反省の手紙も出しているとか、そういうことしか僕は覚えていません。弁護人には悪いんですけども、その辺の印象がちょっと薄かった感じがします。

裁判員経験者 B

何がよかったですとか悪かったですっていうところが、ちょっと余り分かりづらかったです。

裁判員経験者 C

僕らは、弁護人は、テレビなどで優しく守るみたいな印象があったんですけども、こういう場でも怒るんやというのが率直な意見で、テレビとは違うなって思いました。でも、僕もまだ1例しか見てないんで何とも言えないんですけども、率直な意見でいうと、そういうなだめたり怒ったりっていうのが弁護人の仕事なんやなって、思いました。そういう感じでこれからも熱くやっていただいたらいいんではないかと思います。

裁判員経験者 D

私が扱った事件では弁護人が同じ犯罪でも比較的軽いものであるっていうことを述べていたのが私にとってはよかったです

います。本を差し入れたり謝罪文を書くようになったのも、弁護人の力でそういうふうになったんだろうなって思います。これもいいことだと思うんです。それから、まだいいことがあったような気がするんですけど。

ただ、この弁護人の話し方、表情で、この事件の矛盾点に私は気付いてしまったんです。その弁護人は、いろんな方から聞くよりも身近にいる存在のような気が、私の場合はしました。その人の話し方はすごく感情が入っているから、余計に矛盾点に気付くことができました。

裁判員経験者 E

弁論要旨ってこんなに長いのかなって思いました。もうちょっとと要旨をかいづまんで書いてくれる方が分かりよいと思いました。ずっと読み稽古のような感じに読んでいただいて、すごい伝わってはきたんですが。その前に検察官の資料がものすごいコンパクトにまとめられていたので私にはよく入ってきたんですね。その後の弁論要旨が結構長くずっとあったので、途中で何か聞いてるような聞いてないような自分がいて、最後だけふんふんって聞いてるような感じだったです。すごく声を大きくして言ってくれたので、ものすごく弁護してくれてるというのはよく分かったんですが、途中でちょっと要旨がよく分からなくなってきたというのが当日の本音でした。

裁判員経験者 F

悪いところはあんまりなかったんですけど、いいところでしたら、分からることは一から全部教えてくれることに関しては、何も知らないんで、そのことに関してはすごい丁寧に教えてくれるんだなあって思ったことと、あと、いろんな考え持ってる人が集まって話するんで、当然みんな興奮していろんな意

見を言い合うことがあるんですけど、そのとき落ち着かせてく
れたり、まとめてくれたりするところはよかったですかなあと思
います。

(休憩)

(3) 量刑に関する審理

司会者

量刑についての審理は、検察官の冒頭陳述から始まって、その後弁護人側でも冒頭陳述がされ、その後証拠調べということで、供述調書の朗読があったり、証人、被告人質問があったり、そして最後に論告、弁論という形で双方から意見が出て、それに基づいて判断していただくという、量刑に関する審理の過程があると思うんですけど、そういう過程でお気づきになったこと、例えばこれは分かりやすかったとか、これはちょっと分かりにくかったとか、審理についての御感想はございますか。

石川検察官

それぞれ被害者がいる犯罪だったと思うんですけど、被害者が示談をしたとか、こういう処罰をしてくださいとかというのを調書の形で読み上げたり、あるいは実際出てきて話をしたっていう事件もあったのかなと思うんですけども、そういう被害者側の気持ちっていうのは、どの程度量刑を決める中で材料にするのかなっていうのを教えていただけたらと思います。

裁判員経験者 A

僕の事件は、被害者の方が出て来られました。6割7割以上、そっちの方へ傾いたのは事実です。やっぱりあれを聞いていると、被害者の報告等を重要視するという感じになります。被害者が出で来ないと、やっぱりちょっと違ったんじゃないかなと思っています。

裁判員経験者 B

私の事件については、被害者の方がお亡くなりになっていたので、お気持ちっていうところでは聞けなかつたんですけども、弁論であつたりとか、被告人の方のおっしゃる中で、自分が被害者だったらどう思ったんだろうとか、もうちょっとこんなにしてくれたらよかったですのにとか、と思いました。女性であるとか、男性であるとかということで、捉え方は大分変わってくるかなと思います。そういうところで、量刑の方にも反映されたかなと思います。

裁判員経験者 C

僕の担当させてもらった事件は、比較的けがが軽い事件だったので、意外とそういう面ではクリアに、冷静にいれたと思います。検察官の方から求刑何年って言われたときの僕自身の捉え方は、刑を決めるに当たっての一つの資料が提示されて、一つそろったと。そして最後に評議の方に入っていったわけなんですけども、一つの材料として、自分が判断するための材料として、ここは受け止めたと思います。ただ、これが殺人事件とかになると、そういうクリアないいうんか、冷静なままでいれるかというのはちょっと疑問ですね。

司会者

Cさんの事件の場合は被害者が法廷に来て証言をしたというわけではないんですか。

裁判員経験者 C

ないです。

司会者

その点はどうですか、どうお考えになりますか。それでも十分なのか、それともやっぱり被害者の話も聞いてみたかったという

ことでしょうか。

裁判員経験者 C

まあ聞ければいいと思うんですけども、これはちょっと冷たい言い方かも分からんんですけども、被告人がどういうふうにしてきたんかというのは身内の人しか分からんわけで、もしその本人さんの身内の方がしたくないって言うんであれば、それはそれで仕方ないことなんじゃないかなって思いますけど。

浅見裁判官

今のは被告人の家族とかそういうんじゃないなくて、被害に遭われた方ですね。

裁判員経験者 C

ああ、はい。

浅見裁判官

例えばこれだったらお店の店員さんがとか、そういう方は特に出てこなかつたかと思うんですけども、そういう方が仮に出てきて何か意見言つたら変わってたかどうかっていうのですけどね。

裁判員経験者 C

いや、どうなんですかね。でもそれは殺人事件と軽い傷害事件では絶対感情の持ち方は変わると思うんですけどもね。そこはちょっと何とも、経験してみないと分かんないんですよね。

浅見裁判官

仮定の話ですからね。

裁判員経験者 C

はい。

裁判員経験者 D

私の事件は、大きく男の人と女の人では随分考え方が違うだろうと思います。同じ同性で、男どうしであっても女どうしであつ

ても、それぞれの人が生きてきた人生の価値観で大分違ってくるんだと思うので、被害者の方の意見っていうのは、すごくためになりました。ただ、もう少し多くてもよかったです、被害者の気持ちっていうのが何行かで終わるのではなくて、もう少し具体的に書かれた方がよかったです。その人の気持ちになれる人はいいけれども、その気持ちがちょっと分からないう人には、もっとたくさんの情報がある方がいいのではないかと思いました。

司会者

Dさんの事件の場合は、被害者の方が法廷に来たわけではないですよね。

裁判員経験者D

ではない。

司会者

そうすると、検察官の供述調書という形で被害者の方のお気持ちとか、そういうのが出てきて、それを考慮されたということになるんですか。

裁判員経験者D

そうです。はい。

司会者

それがもう少し、いろいろあった方がよかったですかなということでしょうか。

裁判員経験者D

はい。女人だったら分かりやすかったけれども、男人だったら分かりにくかったと思うので、男の人に分かってもらうためには、もっと自分が大変だったっていう方がいいのかなって。

裁判員経験者E

被害者の方が許しているということであれば、マイナスに考えていいくだろうし、もし、その場で許さないとか、今回、放火だったので、私は火をつけられたことによって殺されたかも知れないから絶対許せないなんて、言われると、マイナスにしていかないだろうし、すごく意見っていうのは自分の中では採用されるものかなと思いました。

裁判員経験者 F

今回、私が担当したのは、加害者と被害者が家族だったんで、そこをどう見るかだと思ったんですけど、これが他人どうしたら、全く別の考えができたかも知れないんですけども、家族どうしで、家族も許してほしいみたいな感じになっていました。私は、被害者と加害者が家族だったのがすごくやりづらくて、これが他人だったらもっと違う刑になってたのかなと思いました。

司会者

EさんとFさんの事件も、被害者の人が法廷に来たわけではないんですか。

裁判員経験者 F

きました。

浅見裁判官

お父さんが来られましたかね。

裁判員経験者 F

お母さん。

浅見裁判官

お母さんも来られましたかね。家族の事件で、お母さんが、被告人側の立場の人として来られたんでしたね。

後弁護士

Eさん、Fさんが担当された事件、判決見たら、保護観察を付

けておられるんですね。執行猶予を付けるかどうかでも悩むし、さらにもう一回保護観察を付けるかどうかでも悩まれるということは、すごい大変だったと思うんですが、保護観察を付けるか、付けないかっていうときにどういう点を悩まれたかというのを是非お聞きしたいですね。

裁判員経験者 E

弁護人から保護観察っていうのを提示されたと思うんです。家族間で今後うまくやっていけるのかどうかっていうところで、家出するという事実があったので、それをどこかで止める、この人に更生してもらいたいというところで、どこかで止めるのを家族だけではなくて、他の方にも入っていただけるっていうのがあればいいのかなっていうことを考えました。

裁判員経験者 F

大体同じ。

浅見裁判官

今、出たように、弁護人の弁論でも懲役3年、執行猶予5年、保護観察付きの判決がふさわしいと思いますって、そういう意見も出ましたので、それも踏まえて評議しましたね。

4 裁判員の精神的負担について

司会者

裁判所としては、不必要に裁判員に精神的負担をお掛けするところがないようにということで、非常に注意して審理を行っているわけでございますが、それでも、先ほどFさんの御発言にあったように、裁判所に来て、刑を決めるということ自体がストレスだと言われると、確かに、そういう点もあるかなと思うわけでございます。また、写真とか、そういうような形で精神的負担を感じるような場合もあるうかと思います。そういうことから、精神的

負担の点について、御意見をお聞きできればと思います。

それで、Aさんの事件は、確かに写真が出ていたと思うんですけど、その点を含めて、どうですか。精神的負担はお感じになったことはございますか。

裁判員経験者 A

僕の事件は殺人事件と違ったんで、暴行とか強姦だったんで、写真は殴られた痕ぐらいしか見てませんので、別にその点は精神的なものはありませんでした。女の方はどうか分かりませんけども、その程度だったんで。ただ、これが殺人事件で、死体とかを見せられると、やっぱりちょっとその辺はどうかなと思ってます

が。

司会者

Bさんの事件は殺人ですけど、イラストしか出てなかつたと思うのですが。

裁判員経験者 B

被告人がどういうふうな形で殺人行為をしたかっていうイラストがあったんですけども、気の弱い方で想像力が働いちゃうとどうかなと思いました。写真があると具体的になっちゃうので、できれば、ないのがいいんじゃないかなっていう気はしました。

司会者

Cさんの事件も、傷の写真とかがありましたね。

裁判員経験者 C

出てました。でも、僕もAさんと同じで、自分で切ったりとかしてもあれぐらいの傷は見ますから。この事件に関しては負担は別になかったですね、そういう写真とかの面では。

司会者

Dさんの事件というのは、写真ではなくイラストで出ていたん

でしょうか。

裁判員経験者 D

そうですね、なので私もそういう面では精神的負担はなかったです。

後弁護士

今回皆さんのお話を伺いして、非常に真剣に取り組んでいただいたんだなというところが、すごくうれしい思いをしております。皆さん、守秘義務とかの関係で、いろんな人に伝えられない、多くの情報を伝えられないっていうことはあるんでしょうけれども、是非、周りで、もし当たった人がいたら、是非やるべきだと、しんどいけどいい経験だよっていうのを是非伝えていただきたいなと思います。ありがとうございました。

浅見裁判官

今、最後の点で、精神的負担という話でした。裁判所の方もいろんな点を踏まえて、写真ではなくイラストであるとか、そういう形で工夫させていただいてます。先ほどもちょっと話に出たところですけれども、判断すること自体、それなりに御負担を掛けているわけですから、できるだけ皆さん方に対する精神的負担を少なくするようにということで、こちらも努力をさせていただいております。今日、お聞きしたところですと、こちらの方が検察官、弁護人にお願いしてどうしましょうかということでやってきたことが、それなりに効果が出てきてよかったのかなというふうな、そういう感想を持っております。

5 記者からの質問

記者

今日は貴重な御意見、ありがとうございます。幹事社の私の方から、3点、代表質問として、それぞれの方に質問させてい

ただきたいと思っております。

まず、1点目なんですかけれども、裁判員を経験する前と後で生活や考え方には変化がありましたでしょうか。

裁判員経験者 A

テレビのニュースはよく見るようになりました。それだけです。

裁判員経験者 B

職業柄、よく相談を受けるんですけども、事件を担当させてもらって、二度とこういうふうにならないようにとか、連携を取つて事件が起こらないようにとか、みんながそういうふうになっていけたらいいなっていう話をよくするようにはなっています。

裁判員経験者 C

僕は、もうちょっとドライな考え方で、やる前と後では、今のところ全然変わってないんですね。事件に関しては、取りあえず、自分の頭の中で、棚上げをして、自分の周りでそういう事件ではなくても、人間関係の社会でのいろんな問題が起つたときに、何らかの形で、今回やったことが生かされるんではないかと思っています。

裁判員経験者 D

裁判員裁判を経験させてもらって、裁判員裁判の事件をよく興味を持って見ることになりました。そして、刑に対しても、今までニュースで何年というと、ああ、そうだったんかって思ったんですけど、ここに来るまでにどれだけのことがあったのかなっていうのも自分が経験しました。

刑を何年って下したからと言って、被害者の人が救われるわけではないので、せっかく裁判員に選ばれたのだから、私は、被害者的人にメッセージを送る、被害者にもっと強くこれから的人生

を生きてもらえる、何年という数字ではないメッセージを送ることができれば、一般の人が参加する意義があるのではないかと思いました。

裁判員経験者 E

先ほどもお話ししましたが、裁判についての新聞記事は、本当に読むように、目が留まるようになりましたし、刑が決まったということであれば、そこで裁判員と裁判官が非常に大変な議論をされたんだろうなというような、すごい裁判を身近に感じるようになったかなとは思っております。

裁判員経験者 F

テレビで流れたら、食いついて見るようになって、もし、自分だったらどうするんやろなみたいなことは、よく考えるようにはなりました。

記者

2点目の質問なんですけれども、裁判の期間中に不在になったことで仕事などに影響はなかったでしょうか。そして、その後スムーズに復帰することはできましたでしょうか。

裁判員経験者 A

影響はありましたけれども、その後はスムーズにいっています。

裁判員経験者 B

職場の方が理解があったもので、行ってくるようになってことで言われて、特に事務的なところは影響あったけれども、あと業務については、特に影響はなかったと思います。

裁判員経験者 C

もう全然、影響ないです。

裁判員経験者 D

私のところは、もう裁判員裁判について、規約というか、そ

ういうのがちゃんとできておりました。

裁判員経験者 E

特に影響なく、それに対しては休暇を取っていける。それと、あと、その間に関しては、他の人がフォローしてくれるということで、十分、はい、回りました。

裁判員経験者 F

仕事内容は特に差し支えなかったんですけど、仕事中の自分のモチベーションは、どうしても、明日また裁判員だなみたいな、はい、下がりました。

記者

最後の代表質問なんですけれども、制度で改善すべき点があるとすれば何なのかっていうところを教えてください。

裁判員経験者 A

今のところちょっと、改善、あるか分かりません。

裁判員経験者 B

私の方も、ちょっと今のところ、分からないです。

裁判員経験者 C

そうですね、なんべんもやつたら分かってくるんでしょうけど、1回やつただけでは、改善とかそんなのも、意見とかも分からないです。でも、さっきも言われたように、来たらやっぱり、なかなか経験できないことなんで、裁判員やっていただくのがいいんではないかと思います。

裁判員経験者 D

私は、先ほども触れてしまったんですけど、法のことを勉強していない人が入ってくるのであれば、そこをうまく利用して、法では裁けない助け方っていうのかな。先ほど言ったみたいに、被害者の人にメッセージを送りたい、それが他人であれば他人

であるほど、被害者の方は、身内から言われるよりも強い言葉として、これから生きていく言葉になるかもしれないと思います。

裁判員経験者 E

今のところ、分かりません。

裁判員経験者 F

年齢は多分関係ないと思うんですけど、どうしても、周りに年上の方が多いと、実際、発言しにくいところはあったんで、もう少し年上の方の制限があればなと、私自身は思いました。

記者

何人かの方が、精神的な負担が結構大きかったというお話をされていたかと思うんですけども、ただその、裁判の最中か、又はその裁判が終わってから、例えば、ふと思い返して、精神的にちょっときついなと思ったときに、例えば裁判所の方にちょっと相談して、こんな支援があって助かったとか、こんな言葉を掛けられて助かったとか、そういうようなことがあれば、お話を伺いできればなと思ったんですが。

裁判員経験者 F

内容を言うこともできず、吐き出すところがなかったんで、実際しんどかったんですけど、裁判員終わってから、裁判所の方でメンタルケアみたいな、ありましたよね。最終はもう、つらかったらそこに電話しようみたいな感じで思ってたんで、まあ、そこに頼ることなく、みんなも同じ気持ちなんやろうなって思うと、しんどかったんですけど、そこは、大分よかったです。

裁判員経験者 C

僕の仕事は音楽関係で、明日の生活も分からぬ、どれぐら

いの仕事が入ってきて、どれぐらいの収入になるか見当付かないような仕事なので、切替えは早いと思うんですよね。物を作ったりとか、創作する前は、四六時中、寝てる以外は、考えている仕事なんで、逆に、そういう方が聞いていやされるような音楽を作っていてけたらなとそういうふうに感じてやっています。

裁判員経験者 B

先ほどもお話ししているように、家族内の殺人ということだったので、初めは、そこまで重たくはないだろうっていうところがあったんですけど、実際関わると、いろいろ真剣に考えなくちゃいけないので、裁判中は寝れなかったり、いろいろ考えたりっていうことがありました。いろいろ考えるので、イラストをリアルに考えすぎて、自分とだぶらせるようなところも浮かんで、被害者的人が、どういう思いだったのかなというところに比重がいらっしゃっていうところがありました。けれども、先ほどFさんもおっしゃっていただいたように、後で相談できるところがあったんで、相談はしなかったんですけど、そういう窓口があるっていうところで、大分気分的には違うかなと思いました。

記者

僕らは報道する上で、逮捕がされたり、起訴された中で、飽くまでも容疑を掛けられているという前提で記事を書いているんですけども、裁判員裁判に参加して、起訴状を読んで、今回は全員認めていらっしゃったみたいですが、最初からこの人は犯人だと思って考えていたのか、それとも飽くまでも、そういう疑いがある人と考えて、証拠を見る中で、だんだんと犯人なのかなと思ったのか、お聞きできればと思います。

裁判員経験者 D

そうですね、やっぱり犯人だと思って臨みました。

司会者

それはやっぱり認めているからということですか。

裁判員経験者 D

事件の概要を聞いた時点で、そのときは、そこから入ってしまったということですね。

裁判員経験者 A

最初から犯人と決めてやってました。というのは、始まる前に裁判官の方から、罪を認めてると、罪を犯したのは間違いないから、あとは刑を決めるだけですって言われたんで、もう、そのつもりでやりました。

裁判員経験者 E

犯人だとは思ったんですが、最初の裁判に入るときに、更地と思ってくださいっていうような話を、裁判長が言わされました。更地っていうのは、その人が本当にやったのかやってないのか、本人は認めてるんですけども、本当にそうなのかということを見ていいくっていうようなことを最初に説明していただいたことで、本当にこの人はやったんかな、やってないんかなって、そういう見方で考えていたと思います。

浅見裁判官

覚えていただいてありがとうございます。最初に、更地ですと。更地に家を建てていきますと。更地に検察官が家を建てようとしていますと、家が建つかどうかというのは、検察官が材料を提供して家を建てていく。いいですか、皆さん方、今の段階では更地ですよと。それで、冒頭陳述とかそういうのは出でますけど、それはもう、設計図であって、証拠が材料で、それによって家が建ったかどうかというのを判断するということを、覚えていただ

けていたらという説明をさせていただいているところです。

司会者

それでは、これを持ちまして、終了といたします。今日は本当に、貴重な御意見を多数頂きました、ありがとうございました。

今日の御意見を参考にさせていただいて、よりよい裁判員裁判が実現できるよう、我々法曹三者、努力していきたいと思いますので、これからも見守ってください。よろしくお願ひします。